

精子凍結保管に関するご案内



凍結保管期限

2020年 月末日

○保管期限の延長を希望される場合 ⇒**保管期限までに必ず、以下2点の手続きをお済ませください。**

凍結胚の保管期限の延長をご希望の場合、更新のお手続きが必要となります。

①指定の口座に更新料をお振込みください。更新料：22,000円／年（税込）

②「凍結精子の保管期限延長申込書」に必要事項をご記入の上、ご郵送願います。

○保管期限の延長を希望されない場合

今後使用する予定がなく、保管期限の延長を希望されない場合は、特にお手続きはございません。
保管期限が過ぎてから、自動的に廃棄の扱いとなります。

○振込先

北洋銀行 北七条支店（店番号 312）

口座番号： （普）4049390

口座名義： イ）サッポロアートクリニック

○郵送先

〒060-0807

札幌市北区北7条西4丁目1-2 KDX 札幌ビル 4F

さっぽろARTクリニック 検査室 宛

※注意事項をよくご確認の上、手続きをお願い致します。

<<注意事項>>

- 「保管期限の更新手続き」の受付期間は、保管期限の3ヶ月前から保管期限までとなります。
- 更新手続きに関して、保管期限までにお手続きをしていただけない（表に記載の①、②の手続きのうちどちらか1つでもお済でない）場合、廃棄の意思があるものとみなし、保管されている精子は、廃棄扱いとなりますので、くれぐれもご注意願います。また、その場合に当院への申し立ては一切お受けできません。
- 凍結日ごとに更新・廃棄手続きが必要となります。
（例えば3月と4月にそれぞれ精子凍結を行った場合、3月分、4月分とそれぞれの手続きをお願い致します。）
- お振込みの際の手数料は、患者さまのご負担となります。
また、振込人名義は、必ずご本人の氏名でお願い致します。
- 申込書は、必ずご夫婦共にご本人がそれぞれ署名をお願い致します。
- 当院が患者さまからの申込書を受け取り、確認後、申込書へ記載された住所宛てに申込書のコピーをお送りします。こちらを受け取って頂いて手続きが完了となりますので、もし1ヶ月を超えても返送がない場合、お手数ですが当院への問い合わせをお願い致します。
- ご主人が亡くなられた場合、凍結精子の保管期限の延長更新はできません。
3ヶ月以内に当院検査室宛てに郵送をお願い致します。もし、ご夫婦どちらかの署名が困難な場合、署名の代わりとして戸籍謄本を同封していただいても構いません。
- 申込書を紛失された場合、当院ホームページよりダウンロード、印刷をしてご利用ください。
URL : <http://sapporoart.jp/>

ご不明な点がございましたら、当院検査室までお電話ください。（TEL 011-700-5880）